

平成 23 年 8 月 10 日  
東日本大震災復興対策本部

## 年金臨時財源の取扱いに関する基本方針の加筆について

1. 平成 23 年度第 1 次補正予算では、平成 23 年度の基礎年金国庫負担を 2 分の 1 に引き上げるため確保していた臨時財源 2.5 兆円を、震災対処財源に活用することとし、年金財政への繰入れを減額補正した。
2. 一方、この年金臨時財源の取扱いについて、8 月 9 日の民主党、自由民主党及び公明党の 3 党幹事長の「確認書」において、「第 3 次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する」こととされた。

(参考)確認書(抄) (平成 23 年 8 月 9 日 3 党合意)

平成 23 年度第 1 次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第 3 次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。

3. これを踏まえ、政府としては、年金臨時財源 2.5 兆円を復興債で補てんするための償還財源について、集中復興期間中の復旧・復興事業に充てる財源（13 兆円程度）に加算したうえで検討することを明らかにするため、別添のとおり、「復興基本方針」に加筆する。